

個人所得課税

所得課税では所得税・住民税の定額減税、住宅減税関係を含む子育て世帯への支持拡充の内容になっています。

■所得税・個人住民税の定額減税：減税

適用期日等：令和6年

○賃金上昇が物価高に追い付いていない負担を緩和する一時措置

【対象者】令和6年分の所得税の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入の場合には2,000万円以下）である納税者

※高額所得者（給与所得者で年収2,000万円超）は除外

【定額減税額】 所得税：本人3万円 + （同一生計配偶者+扶養親族）数×3万円

住民税：本人1万円 + （控除対象配偶者+扶養親族）数×1万円

【実施時期】 令和6年6月以降、源泉徴収や予定納税から順次減税

【減税の実施方法】

①給与所得者

所得税：6月以後最初に支払いを受ける給与等の源泉徴収税額から減税額を控除

住民税：令和6年6月分は特別徴収なし、7月以降に控除額を令和7年5月までの11ヶ月に渡って均等に減税額を控除

②事業所得者等

所得税：令和6年分の所得税の第1期の予定納税額から本人分控除、確定申告で精算

住民税：令和6年度分の住民税の第1期の納税額から控除

③公的年金受給者

所得税：令和6年6月以後最初に支払いを受ける公的年金等の源泉徴収税額から減税額を控除

住民税：令和6年10月以後最初に支払いを受ける公的年金等の特別徴収税額から減税額を控除

■ストックオプション税制【要件緩和】：減税

適用期日等：大綱では適用期日等の具体的な明記なし

○権利行使時に経済的利益が非課税となる税制適格ストックオプションの要件緩和

【要件緩和の目的】スタートアップの資金調達環境を改善株式の管理コスト負担を軽減

人材確保を容易にし、成長を後押し

【要件緩和の内容】

①株式の保管委託要件の緩和

IPOに限らず、企業買収時にも機動的に対応できるように証券会社への株式の保管委託が不要となり、ストックオプション発行会社自身が株式管理する場合でも適用可となる

②年間権利行使価額の上限引上げ

項目		非上場	上場
設立 5 年未満		2,400 万円	
設立 5 年以上 20 年未満	上場後 5 年未満	3,600 万円	
	上場後 5 年以上	-	1,200 万円
設立 20 年以上		1,200 万円	

③社外高度人材に係る要件の緩和実務経験年数の短縮など

■住宅ローン控除等（子育て支援策として 1 年限定）

適用期日等：令和 6 年

○子育て世帯に支援策とし令和 6 年度のみ^の暫定措置

【住宅ローン控除】

①子育て特例対象個人が認定住宅等の取得等をして令和 6 年中に入居した場合の借入限度額を 500 万円上乗せ（ZEH 等の省エネ住宅は 1,000 万円上乗せ）

住宅種類	入居年	改正前	改正後	控除期間	控除率
認定住宅	令和 6 年	4,500 万円	5,000 万円	13 年	0.70%
ZEH 水準省エネ住宅	令和 6 年	3,500 万円	4,500 万円		
省エネ基準適合住宅	令和 6 年	3,000 万円	4,000 万円		

②住宅面積要件の緩和を 1 年延長

【既存住宅等の耐震改修等をした場合の特例措置】

子育て特例対象個人が、一定の子育て対応改修工事をした場合、その工事に係る標準的な工事費用相当額（250 万円を限度）の 10%をその年分の所得税額から控除

※子育て特例対象個人とは

- ・年齢 40 歳未満で配偶者を有する者
- ・年齢 40 歳以上で年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者

■主要規定の延長措置等

適用期日等：令和 7 年 12 月 31 日まで 2 年延長

- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除